

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年九月十三日提出

千葉県知事 鈴木 栄治

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成二十四年千葉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十二号を次のように改める。

十二 削除

別表第一第四十四号中「第十八条第十六項」を「第十八条第十七項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年九月十三日提出

千葉県知事 鈴木 栄治

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づくものの項の摘要第七号中「摘要の四若しくは五」を「第四号、第五号、第七号若しくは前号」に改め、同号を同項の摘要第九号とし、同項の摘要第六号の次に次の二号を加える。

七 申請建築物及び他の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る建築物に限る額は、建築物ごとにそれぞれ表又は第四号に定める額の合計額とする。

八 申請建築物及び他の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る建築物に限り、数料の額は、建築物（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る建築物に限る。）ごとにそれぞれ表若しくは第四号若しくは第五号に定める額又はそれらの額の合計額とする。

別表第一道路交通法（昭和三十五年法律第五号）に基づくものの項運転免許試験手数料の目大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験の節中「千九百円」の下に、「（道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、八百円）」を加え、同日普通自動車免許に係る試験の節、特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下この項において同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験の節、小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験の節及び大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験の節中「千九百円」の下に、「（道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、八百円）」を加え、同項免許証交付手数料の目を次のように改める。

免許証交付手 数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	一件につき	二千五十円 （第九十二
--------------	------------------------	-------	----------------

<p>(第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けた者(道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に限る。)に対して交付する免許証を除く。)</p>		<p>第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証(第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けた者(道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に限る。)に対して交</p>
<p>条第一項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合には、二千五百円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載することに二百円を加えた額)</p>	<p>一件につき</p>	<p>千七百円(第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してそ</p>

		付する免許証に限る。）
仮運転免許に係る免許証		
き	一件につき	
千五百五十円		の種類 の免 許に係る免 許証の交付 に代える場 合にあつて は、千七百 円に、当該 他の種類の 免許に係る 事項を記載 することに 二百円を加 えた額）

別表第一道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）に基づくものの項免許証再交付手数料の目中「三千五百円」を「二千二百五十円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。ただし、別表第一建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づくものの項の改正規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四号）の施行の日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年九月十三日提出

千葉県知事 鈴木 栄治

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部分を改正する条例

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部分改正)

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年千葉県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第九条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(個人番号の利用範囲)」を付し、同条第五項中「次条第二項」を「第五条第二項」に改める。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

第四条 高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、特別支援学校若しくは高等専門学校、専修学校(高等課程に限る。)若しくは各種学校又はこれら以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものとして規則で定めるものの設置者であつて、別表第一の下欄に掲げる事務の処理に関して、申請書の取りまとめ、申請書の提出その他の必要な事務を行うものは、同欄に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うことができる。

別表第一中第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

<p>二 知事</p>	<p>私立の高等学校若しくは中等教育学校（後期課程に限る。）又は専修学校（高等課程に限り、准看護師の養成を目的とするものを除く。）の設置者に対して交付する授業料の減免に要する経費に係る補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの</p>
<p>三 知事</p>	<p>私立の高等学校又は中等教育学校（後期課程に限る。）の設置者に対して交付する入学金の負担を軽減するための経費に係る補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの</p>

別表第三中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改める。

（住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正）

第二条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成二十四年千葉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「及び第二号」を「から第四号まで」に改める。

第三条第二号中「第三号から第五号まで」を「第五号から第七号まで」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

県が管理する県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

県が管理する県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年九月十三日提出

千葉県知事 鈴木 栄治

県が管理する県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

県が管理する県道の構造の技術的基準を定める条例（平成二十四年千葉県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「停車帯」の下に「、自転車通行帯」を加え、同条第五項中「の車道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第五条第二項中「副道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。
第七条の次に次の一条を加える。

（自転車通行帯）

第七条の二 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、一・五メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第八条第一項中「又は第四種の道路」を「（第四級及び第五級を除く。次項において同

じ。又は第四種（第三級及び第四級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるもの」に改め、同条第二項中「道路（）」を「道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるもの（）」に改める。

第九条第一項中「自転車道」の下に「又は自転車通行帯」を加える。

第十条第一項中「自転車道」の下に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第三十条第三号中「車道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第三十九条中「第七条第一項」の下に「第八条第一項及び第二項」を加える。

第四十条中「第七条」の下に「、第七条の二第三項」を加える。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第三種又は第四種の県が管理する県道については、この条例による改正後の県が管理する県道の構造の技術的基準を定める条例第七条の二並びに第八条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年九月十三日提出

千葉県知事 鈴木 栄治

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和三十六年千葉県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「又は準耐火建築物である」を「若しくは準耐火建築物又は政令第三百三十六條の二第一号（イを除く。）に掲げる技術的基準に適合する」に改め、同条ただし書中「及び軒裏の部分が防火構造」を「の部分が準防火性能を有するもの」に改める。

第二十二條の二の見出し中「興行場」を「興行場等」に改め、同条第一項に次のただし書を加える。

ただし、階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル未満のものについては、この限りでない。

第二十二條の二第二項中「第一百十二條第十四項第二号」を「第一百十二條第十八項第二号」に改める。

第三十五條を次のように改める。

第三十五條 削除

第三十九條第二項中「及び軒裏が防火構造の」を「が準防火性能を有する」に改め、同条第三項第一号中「又は準耐火建築物」を「若しくは準耐火建築物又は政令第三百三十六條の二第一号（イを除く。）に掲げる技術的基準に適合するもの」に改める。

第四十條第一項第一号の表中「又は準耐火建築物」を「若しくは準耐火建築物又は政令第三百三十六條の二第一号（イを除く。）に掲げる技術的基準に適合するもの」に、「及び軒裏が防火構造の」を「が準防火性能を有する」に改める。

第四十一條中「（特定避難時間が四十五分間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。）」を削る。

第四十二條第二項ただし書中「第三百三十六條の二に定める」を「第三百三十六條の二第二号口に掲げる」に改める。

第四十六條中「自動車車庫及び」を削り、同条第二号ただし書を削る。

第五十條の四第二項ただし書中「場合」の下に「又は当該許可を受けた建築物を周囲の

居住環境を害するおそれがないものとして政令第百三十五条の十二第一項に定める位置及び同条第二項に定める規模の範囲内において増築し、改築し、若しくは移転する場合」を加える。

第五十三条第一項中「から第三十八条」を「、第三十六条から第三十八条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和元年九月十三日提出

千葉県知事 鈴木 栄治

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第一条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和二十六年千葉県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「給料」の下に、「(法第二十一条の二第一項第一号に掲げる職員にあつては、給料に相当する報酬)」を加える。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年千葉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「職員」の下に「及び法第二十一条の二第一項第一号に掲げる職員(以下「第一号会計年度任用職員」という。)」を加える。

第一条の二第一項第一号中「職員で」の下に「、第一号会計年度任用職員」を加え、同項第二号中「する職員」の下に「で第一号会計年度任用職員以外のもの」を加える。

第十五条中「職員が」を「職員(法第二十一条の二第一項第二号に掲げる職員(以下「第二号会計年度任用職員」という。))を除く。以下この条及び第二十二条において同じ。)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第二号会計年度任用職員が勤務しないときの給与の減額については、任命権者が定める。

第十八条の二及び第十九条第一項中「第十五条」を「第十五条第一項」に改める。

第二十条第一項中「する職員」の下に「(第二号会計年度任用職員にあつては、任期が六箇月以上の者その他の任命権者が定める者に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第二十一条の二中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項

を加える。

2 第九条、第十条、第十条の五、第十二条、第十三条の二、第二十條の四及び第二十一条の三から第二十一条の五までの規定は、第二号会計年度任用職員には、適用しない。

第二十二條に次の一項を加える。

9 第二号会計年度任用職員が休職にされたときの給与の支給については、任命権者が定める。

第二十二條の三の次に次の二條を加える。

(第一号会計年度任用職員の報酬)

第二十二條の四 第一号会計年度任用職員の報酬の額は、日額又は月額で定めるものとし、日額については三万六千円を、月額については行政職給料表の五級における最高の号給の給料月額をそれぞれ超えない範囲で任命権者が定める。ただし、任命権者が日額又は月額により難いと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により報酬の額を定める場合には、第一号会計年度任用職員の職務の複雑、困難及び責任の度並びに職員の給与との均衡を考慮して定めなければならない。

3 第一項に規定するもののほか、第一号会計年度任用職員に対しては、任命権者が定めるところにより、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を支給する。

4 前各項に規定するもののほか、第一号会計年度任用職員の報酬の支給に關し必要な事項は、任命権者が定める。

(第一号会計年度任用職員の期末手当)

第二十二條の五 第一号会計年度任用職員の期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する第一号会計年度任用職員(任期が六箇月以上の者その他の任命権者が定める者(一週間当たりの勤務時間が任命権者が定める時間に満たない者を除く。))に限る。以下この項において同じ。)に対して、それぞれ任命権者が定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した第一号会計年度任用職員(任命権者が定める第一号会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。

2 前項の規定による期末手当の額は、前条第一項の規定により定められた報酬の額を基礎として任命権者が定める額に百分の百三十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 六箇月 百分の百

- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

3 第一号会計年度任用職員の期末手当の支給については、第二十条の二及び第二十条の三の規定を準用する。この場合において、第二十条の二中「前条第一項」とあるのは、「第二十条の五第一項」と読み替えるものとする。

4 前各項に規定するもののほか、第一号会計年度任用職員の期末手当の支給に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附則第二十四項中「職員」の下に「（第二号会計年度任用職員を除く。）」を加える。

（千葉県企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第三条 千葉県企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十七年千葉県条例第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を「、常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（第二十二條の二第一項第二号に掲げる職を占めるもの）（以下「第二号会計年度任用職員」という。）及び同法」に改める。

第十一条中「する職員」の下に「（第二号会計年度任用職員にあつては、任期が六箇月以上の者その他の局長が定める者に限る。以下この条において同じ。）」を加える。

第十五条第一項中「職員」の下に「（第二号会計年度任用職員を除く。）」を加え、同条第十一項中「職員」の下に「（第二号会計年度任用職員にあつては、第二項の規定が適用される者に限る。）」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「除く」の下に「。第二号会計年度任用職員にあつては、第二項の規定が適用される者に限る」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第六項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、同条第三項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第二号会計年度任用職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく管理規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日以上ある月が引き続いて六月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものについては、この条の規定を適用する。

第十八条第一項中「職員」の下に、「（第二号会計年度任用職員を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第二号会計年度任用職員が勤務しないときの給与の減額については、局長が定める。

第十九条の四の次に次の一条を加える。

（第一号会計年度任用職員の給与）

第十九条の五 企業職員で地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職を占めるもの（以下「第一号会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、報酬及び期末手当とする。

2 第一号会計年度任用職員に支給する報酬の額は、職員の給与との権衡を考慮し、局長が定める。

3 第一号会計年度任用職員の期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する第一号会計年度任用職員（任期が六箇月以上の者その他の局長が定める者（一週間当たりの勤務時間が局長が定める時間に満たない者を除く。）に限る。以下この項において同じ。）に対して支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職（死亡による退職を含む。）した第一号会計年度任用職員（局長が定める第一号会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。

第二十条中「以外」を「及び第一号会計年度任用職員以外」に改める。

第二十一条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第四条、第四条の三、第五条の二及び第十二条の規定は、第二号会計年度任用職員には適用しない。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第四条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「並びに地方公務員法」を「並びに法」に改める。

第二条第一項中「地方公務員法」を「法第二十二条の二第一項、」に改め、同条第二項中「以外の者」の下に「（法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員として採用された者又は第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者を除く。）」を加える。

第七条第五項第二号中「第八条第三項」を「第八条第一項第五号」に改める。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第五条 職員の旅費に関する条例(昭和二十九年千葉県条例第七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員の旅費及び費用弁償に関する条例

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条 第十二条)

第二章 旅費(第十三条 第二十七条)

第三章 費用弁償(第二十八条)

第四章 雑則(第二十九条 第三十三条)

附則

第一条中「旅費」の下に「及び法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員(以下「第一号会計年度任用職員」という。)(に対し支給する費用弁償」を加える。

第二条第一号中「職員」の下に「第一号会計年度任用職員、」を、「第二条に規定する職員」の下に「(第一号会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第三十二条を第三十三条とし、第二十八条から第三十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第三章を第四章とする。

第二章の次に次の一章を加える。

第三章 費用弁償

(第一号会計年度任用職員の費用弁償)

第二十八条 第一号会計年度任用職員が公務のため旅行をしたときは、その費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償は、第六条、第二十六条及び第二十七条に規定する旅費に相当するものとし、その額及び支給方法は、職員の旅費の例による。

3 第一号会計年度任用職員が公務のため第二条第一項第二号に掲げる旅行以外の旅行をする場合の費用弁償については、第三十一条の規定を準用する。

(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第六条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年千葉県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に「第二十二條の二第一項に規定する職員及び同法」を加える。

第三条第一項第三号ただし書中「第十八条」を「第十七条」に改める。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第七条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年千葉県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「者」の下に「(地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。)」を加える。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第八条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十二年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に改める。

第七条中「職員の旅費に関する条例」を「職員の旅費及び費用弁償に関する条例」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第九条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

三 任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年千葉県条例第五十号)第四条第三項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

四 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

イ 次のいずれにも該当する非常勤職員

(イ) 任命権者を同じくする職その他の任命権者が定める職(以下「特定職」という。)(に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

(ロ) その養育する子(育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。)(が一歳六箇月に達する日(第二条の三第三号及び第二条の四において「一歳六箇月に達する日」という。)(第二条の四の規定に該当する場合にあっては、二歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されることが明らかでない非常勤職員

(ハ) 勤務日の日数を考慮して千葉県人事委員会規則で定める非常勤職員

ロ 第二条の三第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が一歳に達する日(以下この号及び同条において「一歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日(当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしてい

る非常勤職員に限る。）

八 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条の三を第二条の五とし、第二条の二の次に次の二条を加える。

(育児休業法第二条第一項本文の条例で定める日)

第二条の三 育児休業法第二条第一項本文の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- 一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の一歳到達日
- 二 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条第一号において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)
- 三 当該子が一歳二箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。))から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項又は第二項の規定により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。))を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

三 一歳から一歳六箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用され

るものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日（を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき）当該子の一歳六箇月到達日

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ロ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として千葉県人事委員会規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第二条第一項本文の条例で定める場合）

第二条の四 育児休業法第二条第一項本文の条例で定める場合は、一歳六箇月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六箇月到達日の翌日（当該子の一歳六箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、

一 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

二 当該子の一歳六箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として千葉県人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第三条第一号中、「（育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）」を削り、同条第六号中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定子ども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が

行われないこと」を加え、同条に次の二号を加える。

七 第二条の三第三号に掲げる場合に該当すること又は第二条の四の規定に該当すること。

八 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第四条中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第七条第一項中「第二十条第一項」の下に「又は第二十二條の五第一項」を、「している職員」の下に「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあつては、任命権者が定める者を除く。）」を加え、同条第二項中「している職員」の下に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第八条中「した職員」の下に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第十一条第七号中「別居したこと」の下に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第十九条中「（平成十四年千葉県条例第五十号）」を削る。

第二十条の表中「第四号」を「第三号」に改める。

第二十三条の表中「第二十一条の二第二項」を「第二十一条の二第三項」に改める。

第二十五条を次のように改める。

（部分休業をすることができない職員）

第二十五条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

一 育児短時間勤務職員等

二 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

イ 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

ロ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して千葉県人事委員会規則で定める非常勤職員

第二十六条第一項中「勤務時間」の下に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（以下「当該時間」という。）を超えない範囲内で（当該非常勤職員が勤務時間条例第十八条の二の規定により任命権者が定める育児に係る特別休暇（以下「育児休暇」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から育児休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第二十七条中「職員」の下に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、「第十五条」を「第十五条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、任命権者の定めるところによりその給与を減額する。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第十条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項及び第十七条中「第十五条」を「第十五条第一項」に改める。

第十八条中「の承認を得て」を「規則で定める基準に従い、」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇）

第十八条の二 非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日及び休暇については、第二条から第十七条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第十一条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年千葉県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

（千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第十二条 千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年千葉県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

千葉県病院局の企業職員であつて、常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十一条の二第一項第二号に掲げる職を占めるもの（以下「第二号会計年度任用職員」という。）及び同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

第十八条中「する職員」の下に、「（第二号会計年度任用職員にあつては、任期が六箇月以上の者その他の局長が定める者に限る。以下この条において同じ。）」を加える。

第二十条第一項中「職員」の下に、「（第二号会計年度任用職員を除く。）」を加え、同条第十一項中「職員」の下に、「（第二号会計年度任用職員にあつては、第二項の規定が適用される者に限る。）」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「除く」の下に、「。第二号会計年度任用職員にあつては、第二項の規定が適用される者に限る」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第六項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、同条第三項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第一号中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第二号会計年度任用職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく管理規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日以上ある月が引き続いて六箇月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものについては、この条の規定を適用する。

第二十二条第一項中「職員」の下に、「（第二号会計年度任用職員を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第二号会計年度任用職員が勤務しないとときの給与の減額については、局長が定める。

第二十四条の三の次に次の一条を加える。

（第一号会計年度任用職員の給与）

第二十四条の四 千葉県病院局の企業職員であつて、地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職を占めるもの（以下「第一号会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、報酬及び期末手当とする。

2 第一号会計年度任用職員に支給する報酬の額は、職員の給与との権衡を考慮し、局長が定める。

3 第一号会計年度任用職員の期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する第一号会計年度任用職員（任期が六箇月以上の者その他の局長が定める者（一週間当たりの勤務時間が局長が定める時間に満たない者を除く。）に限る。以下この項において同じ。）に対して、その者の在職期間に応じて支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した第一号会計年度任用職員（局長が定める第一号会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。

第二十五条中「以外」を「及び第一号会計年度任用職員以外」に改める。

第二十六条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第七条、第九条及び第十一条の規定は、第二号会計年度任用職員には適用しない。

（千葉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第十三条 千葉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年千葉県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「占める職員」の下に「及び法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、第四条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第二条第二項の規定は、同項に規定する勤務した月が引き続いて六月を超えるに至った職員以外の者（同項の規定が適用される者を除く。）についても適用する。この場合における新条例第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の百分の五十に相当する額とする。

3 前項の規定の適用により退職手当を支給する場合における新条例第七条の二の規定の適用については、同条中「十二月」とあるのは、「六月」とする。

（使用料及び手数料条例の一部改正）

4 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一計量法（平成四年法律第五十一号）に基づくものの項の摘要中「職員の旅費に関する条例」を「職員の旅費及び費用弁償に関する条例」に改める。

（職員の修学部分休業に関する条例及び職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改

正)

- 5 次に掲げる条例の規定中「第十五条」を「第十五条第一項」に改める。
 - 一 職員の修学部分休業に関する条例（平成十七年千葉県条例第二号）第三条
 - 二 職員の高齢者部分休業に関する条例（平成十七年千葉県条例第三号）第三条

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和元年九月十三日提出

千葉県知事 鈴木 栄治

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員との給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員との給与に関する条例(昭和二十七年千葉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「、若しくは失職し」を削る。

第二十条の二第二号中「(法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第二十条の四第一項中「、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「、若しくは失職し」を削る。

第二十二条第七項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「、それぞれ第二項又は第三項の規定の」に改める。

(千葉県企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)」を削る。

一 千葉県企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和二十七年千葉県条例第二百二十六号)第十五条第二項第二号

二 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年千葉県条例第六号)第十二条第一項第二号

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第三条 職員の旅費に関する条例（昭和二十九年千葉県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「（法第十六条第一号の規定に該当し、失職した場合を除く。）」を削り、「場合には」を「ときは」に改める。

（特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第四条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年千葉県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第十四項中「（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）」を削る。

（千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第五条 千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年千葉県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第二号中「（同法第十六条第一号に掲げる者となったことによりその職を失った者を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。